

高津区役所業務用車管理要綱

3 川高総第 1 2 3 0 号

令和 4 年 3 月 1 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、「川崎市庁用自動車管理規則」(平成 1 5 年川崎市規則第 2 0 号。以下、「規則」という。)第 3 条第 5 項に定める、高津区役所が所管する業務用車(以下、「車両」という。)の適正な運用と効率的な活用を図り、安全かつ円滑な業務の運営に資することを目的とする。

(車両の管理)

第 2 条 車両の運行管理(配車含む)は、別表に定める車両が配置されている課(以下「配置課」という。)が行い、総括管理は、規則第 5 条第 2 項により規定される自動車管理者(以下「管理者」という。)が行う。

2 配置課の所属長(以下「配置所属長」という。)は、車両の鍵及び別表に定める運転日報を管理及び保管する。

(車両運転者)

第 3 条 車両運転者(以下「運転者」という。)は、規則第 3 条第 5 項かつこ書きに定める「業務用車を運転する職員に関する基準」(1 4 川総庁第 5 1 9 号)に規定する職員であり、管理者があらかじめ認めた者でなければならない。

2 運転者は、あらかじめ「運転者登録書」(第 1 号様式)により登録した者に限る。

(使用基準)

第 4 条 車両は所属長及び配置所属長が必要と認めた場合に限り使用することができる。

2 車両の使用範囲は、原則として「総務企画局庁舎管理課業務用車管理要領」別表にて規定される範囲内とする。ただし、業務上の必要性により管理者及び配置所属長が認める場合には、この限りではない。

3 車両による人の運搬は行わないものとする。ただし、災害及び緊急事態発生の場合には、この限りではない。

4 運転者は、担当する業務を遂行する場合に車両を使用できるものとし、使用目的以外にこれを使用してはならない。ただし、業務上の必要性により管理者及び配置所属長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(使用方法)

第 5 条 車両を使用する運転者は、運転を実施する前までに所属長及び配置所属長の許可を受けるものとする。

(運転状況の報告)

第 6 条 運転者は、車両使用后、運行状況及び燃料の補給状況等を速やかに運転日報(第 2 号様式又は第 3 号様式)に記録し、配置所属長に報告しなければならない。

(禁止事項)

第7条 運転者は、体調不良等により運転に支障が出る恐れがある場合は、運転をしてはならない。また、所属長は、運転者が正常な状態で車両を運転できないと認められる場合は、車両の使用を停止又は制限することができる。

(運転者の順守事項)

第8条 運転者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令を遵守し安全運転に努め、車両の保全に留意するとともに、管理者及び配置所属長の指示に従うこと。
- (2) 車両の使用前は、道路運送車両法第47条に定める日常点検を行うこと。
- (3) 燃料の残量を確認し、次の使用者の運行に支障がないよう指定された給油所で給油する等、必要な措置を講じること。
- (4) 車両の使用後は、次の使用者に支障がないよう車両の整備を行い、車内等の清掃を行うこと。
- (5) 車両は、管理者の指定する車庫に格納すること。

(事故の報告義務)

第9条 運転者は、事故の発生及び車両の異常を認めた場合は、緊急時の対応を行った後、速やかに所属長及び配置所属長に報告すること。また、報告を受けた配置所属長は速やかに管理者、各局の担当課及び予算主管課の長に報告しなければならない。

2 交通事故の処理は、「川崎市庁舎自動車管理規則第10条」及び「川崎市自動車事故処理要綱」に基づいて行うものとする。

(使用制限)

第10条 管理者は、災害その他緊急事態が発生した場合（発生が予想される場合を含む。）は、車両の使用停止、制限等必要な臨機の措置を指示することができる。

(使用状況報告)

第11条 配置所属長は所管の管理者に対し、車両維持管理状況報告書（第4号様式）により「毎月10日」までに、車両の月ごとの使用状況を報告しなければならない。

(その他)

第12条 その他の事項については、「川崎市庁用自動車管理規則」及び「業務用車を運転する職員に関する基準」による。

2 特に定めのない事項または疑義が生じた事項については、高津区長がその都度関係者と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

自動車管理者 (総括管理)	配置課	様式
高津区役所 まちづくり推進部 総務課長	まちづくり推進部 総務課	運転者登録書 (第1号様式) 運転日報 (第2号様式) 車両維持管理状況報告書 (第4号様式)
	まちづくり推進部 地域振興課	
	まちづくり推進部 橘出張所	
	区民サービス部 保険年金課	
	地域みまもり支援セン ター地域ケア推進課	
	地域みまもり支援セン ター保護第1課	
	地域みまもり支援セン ター衛生課	
高津区役所 道路公園センター 担当課長	道路公園センター	運転者登録書 (第1号様式) 運転日報 (第3号様式) 車両維持管理状況報告書 (第4号様式)